

(3) 教科又は教職に関する科目

次の学部学科，教科において，表中の科目を修得した場合は，教科又は教職に関する科目の単位として認められる。

1) 文学部教育学科（中学社会，高校地理歴史，高校公民）

科目コード	授業科目	単位数	開講期	職名	担当者	履修年次
141332	国際教育学Ⅰ	2	前期	講師	杉村 美紀	2・3
141342	国際教育学Ⅱ	2	後期	講師	杉村 美紀	2・3
141400	生涯教育学Ⅰ	2	前期	教授	香川 正弘	1
141411	生涯教育学Ⅱ	2	後期	教授	香川 正弘	1
140642	異文化教育学Ⅰ	2	前期	教授	渡辺 文夫	1
140652	異文化教育学Ⅱ	2	休講	教授	渡辺 文夫	1

2) 文学部心理学科（中学社会，高校公民）

科目コード	授業科目	単位数	開講期	職名	担当者	履修年次
154212	学習心理学Ⅰ	2	後期	助教授	廣瀬 英子	1～4
154222	学習心理学Ⅱ	2	前期	助教授	廣瀬 英子	2～4
154611	発達心理学Ⅰ	2	後期	教授	荻野美佐子	1～4
154621	発達心理学Ⅱ	2	前期	教授	荻野美佐子	2～4
154711	社会心理学Ⅰ	2	前期	教授	明田 芳久	1～4
154721	社会心理学Ⅱ	2	後期	教授	明田 芳久	2～4
157711	カウンセリング概論Ⅰ	2	前期	教授	クスマノ・ジェリー	1～4
157712	カウンセリング概論Ⅱ	2	後期	教授	クスマノ・ジェリー	2～4
154731	家族心理学Ⅰ	2	前期	教授	黒川由紀子	1～4
154732	家族心理学Ⅱ	2	後期	教授	黒川由紀子	2～4

3) 総合人間科学部教育学科（中学社会，高校地理歴史，高校公民）

科目コード	授業科目	単位数	開講期	職名	担当者	履修年次
141332	国際教育学Ⅰ	2	前期	講師	杉村 美紀	2・3
141342	国際教育学Ⅱ	2	後期	講師	杉村 美紀	2・3
141400	生涯教育学Ⅰ	2	前期	教授	香川 正弘	1
141411	生涯教育学Ⅱ	2	後期	教授	香川 正弘	1
140642	異文化教育学Ⅰ	2	前期	教授	渡辺 文夫	1
140652	異文化教育学Ⅱ	2	休講	教授	渡辺 文夫	1
141420	学校教育学Ⅰ	2	前期	教授	奈須 正裕	2・3
141430	学校教育学Ⅱ	2	後期	教授	奈須 正裕	2・3

4) 総合人間科学部心理学科（中学社会，高校公民）

科目コード	授業科目	単位数	開講期	職名	担当者	履修年次
154212	学習心理学Ⅰ	2	後期	助教授	廣瀬 英子	1～4
154222	学習心理学Ⅱ	2	前期	助教授	廣瀬 英子	2～4
154611	発達心理学Ⅰ	2	後期	教授	荻野美佐子	1～4
154621	発達心理学Ⅱ	2	前期	教授	荻野美佐子	2～4
154711	社会心理学Ⅰ	2	前期	教授	明田 芳久	1～4
154721	社会心理学Ⅱ	2	後期	教授	明田 芳久	2～4
157711	カウンセリング概論Ⅰ	2	前期	教授	クスマノ・ジェリー	1～4
157712	カウンセリング概論Ⅱ	2	後期	教授	クスマノ・ジェリー	2～4

[参考1]

① 教育実習期間の授業の欠席願書（文例）

	年 月 日 Year Month Day
殿	
Dear Professor _____,	学生番号： ID No. 学生氏名： Name
教育実習に伴う授業出欠の取扱いについて（お願い）	
標記のことについて、下記のとおり教育実習を行いますので、この期間中の授業の出欠について、特段のご配慮をお願い申し上げます。	
This is to request your special consideration regarding Teaching Practice(<i>Kyoiku Jishuu</i>) at a Junior/Senior High School. Unfortunately I can not be present during the period indicated below because of <i>Kyouiku Jishuu</i> which is a requirement for a teaching license in Japan. Thank you in advance for your kind consideration.	
記	
1. 科目名 Name of Subject	(*月*日*限) (*月*日*限)
2. 実習先 Name of Junior/Senior high school	
3. 実習期間 Period of teaching practice	
年 月 日 ~ 月 日 Year Month Day Month Day	
以上	

② 介護等体験期間の授業の欠席願書（文例）

	年 月 日 Year Month Day
殿	
Dear Professor _____,	学生番号： ID No. 学生氏名： Name
教員免許状取得の実習（介護等体験）に伴う 授業出欠の取扱いについて（お願い）	
標記のことについて、実習（介護等体験）を行いますので、この期間中 の下記の授業の出欠について、特段のご配慮をお願い申し上げます。	
This is to request special permission to be absent from your class because, as a requirement for a teaching license in Japan. I must participate in the Volunteer Experience Program(<i>Kaigotou Taiken</i>) at a school or social welfare institution during the period indicated below Thank you in advance for your kind consideration.	
記	
1. 科目名 Name of Subject	(*月*日*限)
2. 実習先 Name of Junior/Senior high school	:
3. 実習期間 Period of teaching practice	
年 月 日 ~ 月 日 Year Month Day Month Day	
以上	

〔参考2〕

教育基本法 〔昭和22年3月31日〕 法律第25号

①われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

②われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

③ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条（教育の機会均等）すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第4条（義務教育）国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第5条（男女共学）男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第6条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

②法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条（社会教育）家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条（政治教育）良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条（宗教教育）宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条（教育行政）教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第11条（補則）この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則 この法律は、公布の日から、これを施行する。